

生徒指導に関する事項

○生徒心得

1. 行動指針

- ① 自ら学び向上する積極的な姿勢を常に持ち、自己の可能性を追求する。
- ② 明るく健康な心身を育み、礼節を重んじ服装を正し、品位ある言動に心がける。
- ③ 豊かな個性と創造性を身につけるとともに、家族、教師、友人などに対する思いやりと尊敬の念を持つ。
- ④ 家庭、学校、地域、社会の一員としての自己の立場をよく理解し、集団の規則などを良く守り、奉仕の精神を持って積極的に活動する。
- ⑤ 社会や産業に貢献できる人材となるために、勉学に励み、専門的な知識や技術の習得に努める。

2. 遵守事項

① 通学について

- ア 午前8時40分までに余裕をもって登校し、下校時には速やかに帰宅する。
- イ 交通法規をよく守り、学校に届け出た通学方法によって通学し、安全を心がける。
- ウ 交通機関を利用する場合は、通学定期券、乗車券などを正しく利用し、乗車マナーをよく守る。
- エ 原付、オートバイなどによる通学は、原則として禁止する。

② 校内生活について

- ア 始業時刻など日課をよく守り、学習や部活動などに積極的に取り組む。
また、本校生徒として良識ある行動をする。
- イ 学習、部活動などに不必要な物や、多額の金銭、貴重品は持ってこない。
また、やむを得ず持ってきた場合は、各自で保管・管理する。
- ウ 施設・設備は、大切に使用する。また、学校の器具・備品の使用は、関係職員の許可を得て使用する。
- エ 校内放送は、関係職員の許可を受ける必要がある。みだりに使用しない。
- オ 校長の許可なく校内外において、集会、印刷物の配布・掲示、募金などをしない。
- カ 登校後は、放課後まで許可なくして校外に出ない。

③ 下記の規定についても、その内容、趣旨をよく理解し守らなければならない。

- ア 生徒懲戒規定
- イ 服装に関する規定
- ウ 証明書・願及び届等の規定
- エ 車両等の利用に関する規定
- オ アルバイトに関する規定
- カ 生徒会規約
- キ 生徒会長選挙管理規程
- ク 図書館閲覧規程
- ケ 携帯電話の校内持ち込みに関する規定

○服装に関する規定

本校の生徒は下記の服装を守り、高校生にふさわしい質素なものを用いて清潔端正でなければならない。
また、男女とも制服を正しく着用し、みだりに変形してはならない。

1. 制服に関する規定

① 男子 学校指定の制服を着用する。

ア 上着

- ・ブレザースタイルとし、胸に校章を表すエンブレムをつける。
- ・ブレザーには学校指定の前ボタン2個と、そで口に飾りボタン3個をつける。前ボタンの上側1個をとめる。
- ・ネクタイは学校指定のものを正しく着用する。
- ・学校指定のカッターシャツを着用し、第一ボタンを必ずとめる。

イ スラックス

- ・スラックスは茶系のグリーンチェックとし、すそ幅を狭くしたり、広くしたりしてはいけない。
- ・スラックスには必ずベルトを着用する。ベルトは制服と調和した黒色または、こげ茶色のものを使用する。

ウ 夏季の服装

- ・夏季は、学校指定のシャツと夏用スラックスを着用する。
- ・上着の下には、白色の下着を着ける。
- ・スラックスのすそ幅を狭くしたり、広くしたりしてはいけない。
- ・スラックスには必ずベルトを着用する。ベルトは制服と調和した黒色または、こげ茶色のものを使用する。

エ 靴下

- ・靴下は白、黒、紺のいずれかとする。ただし、入学式と卒業式は、全員、白で統一する。

② 女子 学校指定の制服を着用する。

ア 上着

- ・ブレザースタイルとし、胸に校章を表すエンブレムをつける。
- ・ブレザーには学校指定の前ボタン3個と、そで口に飾りボタン3個をつける。前ボタンは3個とも必ずとめる。
- ・リボンが学校指定のものを正しく着用する。
- ・ベストは学校指定のものを着用する。
- ・ブラウスは学校指定のものを着用し、ブラウスの第一ボタンは必ずとめる。

イ スカート

- ・スカートは茶系のタータンチェックとし、すそを短くしたり、長くしたりしてはいけない。
- ・スカート丈は、膝にかかる長さを基準とする。

ウ 夏季の服装

- ・学校指定のブラウスと夏用スカートを着用する。
- ・スカートのすそを短くしたり、長くしたりしてはいけない。
- ・スカート丈は、膝にかかる長さを基準とする。

エ 靴下

- ・靴下は白、黒、紺のいずれかとする。ただし、入学式と卒業式は、全員、白で統一する。
- ・冬季には、うすだいだい色か黒色のストッキングまたはタイツを着用できる。

③ 通学用靴は革靴とする。ただし、体育の授業に適する運動靴での通学も、次の条件で許可する。

ア 白を基調とし、華美でないこと。

イ ひも靴またはマジックテープの靴で、靴ひもは白とする。

〈補足〉ハイカットの靴は体育の授業に適さないので許可しない。

- ④ かばんは、次の条件を満たす、通学用かばんとしてふさわしいものとする。
- ア 一日の教科物件がはいるもの
 - イ 華美でないもの
 - ウ 機能性に優れ、丈夫で経済的なもの
- ⑤ その他
- ア 雨傘は華美でないものとする。
 - イ 冬季には、黒色または紺色、濃いグレー、黄土色のセーター、カーディガンをブレザーの下に着用してもよい。ただし、無地であること。襟元は、ネクタイやリボンがしっかりと見えるようにV字の物であること。ブレザーの袖や裾からできるだけはみ出さないようにすること。
 - ウ 冬季の登下校時には手袋・マフラー・コート・ウインドブレーカーを着用してもよいが、華美でないものとする。（ファー付きのコートは不可とする）
 - エ 原則として休業日における登下校時の服装は制服でなければならない。
 - オ 疾病及び冬季の遠距離通学などで規定の服装ができない場合は、「異装願」により許可を得る。
 - カ 体育授業及び実習時等の服装は別に指示する。

2. 頭髪は常に清楚でなければならない。

3. 更衣時期について

- ① 各種制服および防寒着等の着用時期については、「各種制服着用期間」を基本とするが、寒暖等の状況に応じて対応する。
- ② 各自の体調を考え、服装を調整すること。
- ③ 学校行事等で定められている場合は、その服装とする。

各種制服着用期間

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
冬服 (ブレザーを着用)		5月末まで						2学期 中間考査から					
合い服 (ブレザーを着用しない)	6月末まで						9月15日～10月末						
夏服		1学期 中間考査終了から		7月1日から9月14日までは全員夏服			2学期 中間考査終了まで						
防寒着 (セーター・カーディガン等)								11月1日から					

■ 着用許可期間 ■ 全員統一

○生徒懲戒規定

第1条 この規定は、校則第23条に基づき、生徒の懲戒についての細目を定める。

第2条 社会規範、校則、生徒心得、指示、及び指導にそむき、本校生の本分に反する行為があったときは、懲戒処分とする。

第3条 懲戒は、次の三種とする。

- 1 退学
- 2 停学
- 3 訓告

第4条 校則第23条第4項の規定に該当したり、下記の各号に掲げる行為を行ったときは、退学、停学、訓告に処することがある。

- 1 強盗、窃盗、脅迫、横領、恐喝、とばく
- 2 暴力行為、殴打、私的制裁、凶器保持等
- 3 喫煙、飲酒行為（有害物質を含んでいない電子タバコやノンアルコール飲料等も含む）
- 4 卑わい行為
- 5 道路交通法に違反する行為
- 6 情報モラルに違反する行為
- 7 不適切な政治活動や選挙運動の行為
- 8 その他 前各号に類する行為

第5条 次の場所に入入りした事実が判明したときは、停学又は訓告に処することがある。

- 1 風紀上不適当であり、条例等で禁止されている場所
- 2 パチンコ、マージャン、競輪場、競艇場、馬券売場等
- 3 その他 生徒として品位を傷つけるような場所

第6条 次の行為をした者は、退学、停学又は訓告に処することができる。

- 1 授業の運営に、はなはだしく支障をきたすような行動をしたとき
- 2 考査において不正行為をしたとき
- 3 正規の服装を乱し、訓戒しても改めないとき
- 4 男女の交際上、過誤があったとき
- 5 無届けで欠席、欠課、遅刻、早退を重ねたとき
- 6 保護者に無断で外泊したとき
- 7 無許可でアルバイトをしたとき
- 8 無許可で運転免許を取得したとき
- 9 学校内外において、無許可で集会を催し又は参加したとき
- 10 故意に、校舎、校具、備品、樹木等公共物を破損したとき
- 11 みだりに、物品及び金銭の貸借をしたとき
- 12 学校内外において、不適切な政治活動や選挙運動をしたとき
- 13 インターネットやスマートフォン等を使用した誹謗・中傷、コミュニティサイト等利用による問題行動をしたとき
- 14 その他 生徒の本分に反する行為をしたとき

第7条 第6条10項の行為をしたときは、弁償させる。

第8条 二度以上にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、性行不良で改善の見込みがなく、進路を変更することが望ましいと認めるときは、退学に処することがある。

第9条 省略

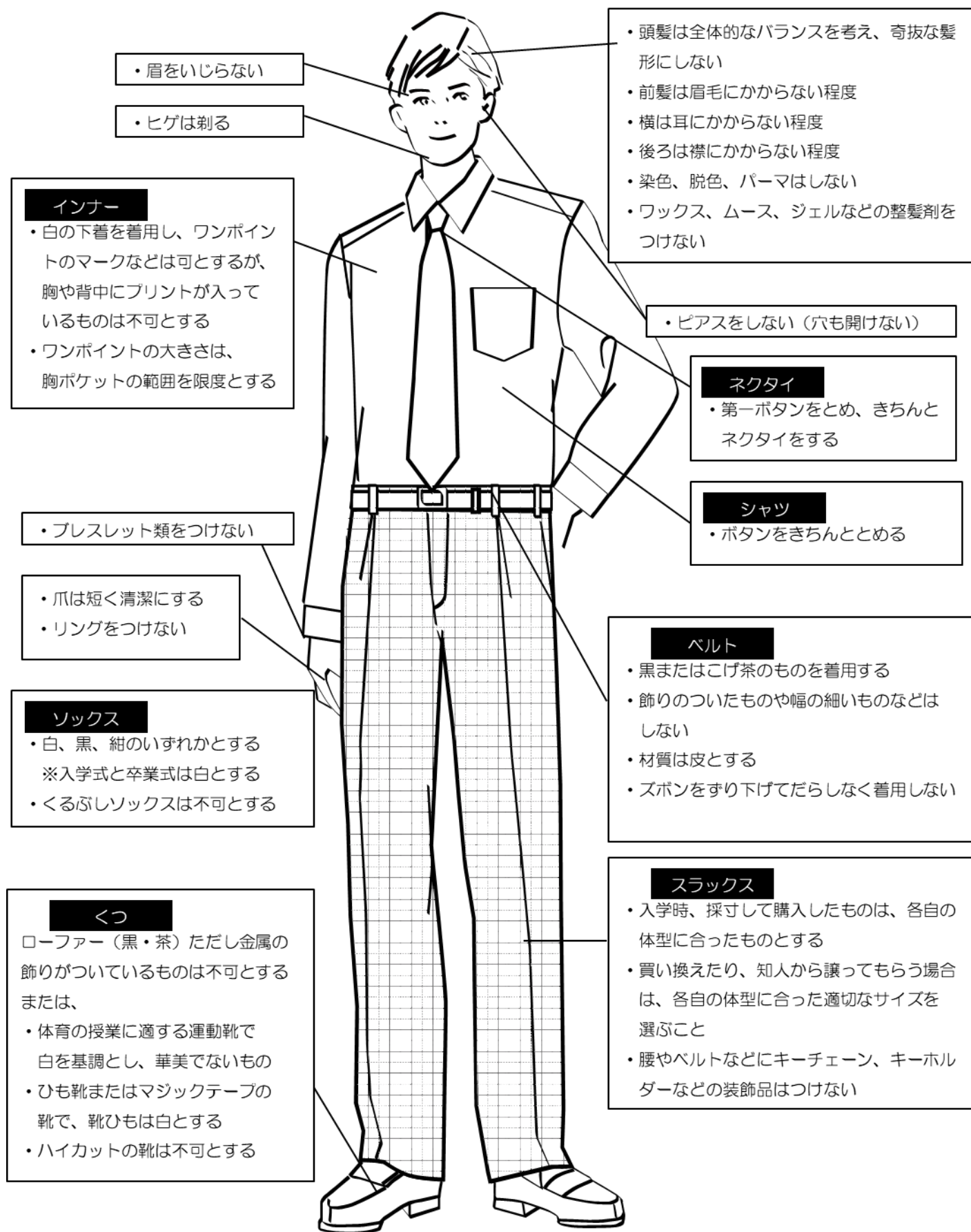
第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

図解 志度高生の正しい服装

<男子・合服>



図解 志度高生の正しい服装

<女子・合服>

